

## 安芸市造林事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、安芸市造林事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 市長は、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資するため、また、森林資源の循環利用を促進するため、この要綱に定める造林事業を行う者に対し、必要な経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (事業の内容等)

第3条 事業区分、補助事業者、補助額及び採択基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付の申請手続等)

第4条 補助金の交付の申請は、補助事業の完了後、速やかに行わなければならない。

2 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出するものとし、当該補助金交付申請書をもって実績報告書に代えるものとする。

- (1) 高知県造林事業又は高知県木材安定供給推進事業又は高知県森林資源循環利用促進事業（事業区分：再造林等支援事業）の補助金交付決定通知書（写し）
- (2) 収支精算書（別紙1）
- (3) 事業内容及び事業費の内訳が分かる書類（別紙2）
- (4) 位置図、施業図
- (5) 事業の完了を証明する写真
- (6) 施業方法が委託又は請負の場合にあっては、契約書（写し）
- (7) 市税に滞納のない証明

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、交付申請をしたもののが別表第2に掲げるいづれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助金の請求)

第6条 補助金交付決定を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、事業完了後に請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付を受けた者の義務)

- 第7条 当補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 当該施業地の補植、保育等、成林に必要な管理に努めること。
  - (2) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
  - (3) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施業地を森林以外の用途に転用（補助事業の施業地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施業地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業施業地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備等の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）、その他補助目的を達成することが困難となる行為をしてはならない。

(補助金の返還等)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部、若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
  - (2) 補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。
  - (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。
  - (4) 補助事業者が前条第3号に掲げる行為を行ったと認められたとき。
- 2 公用若しくは公用又は天災地変その他やむを得ない事由のため、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に補助事業の施業地を転用等する場合は、前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき市長に協議することができるものとする。

(情報公開)

- 第9条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条に規定する非開示項目以外の項目は開示するものとする。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助額	採択基準
1 人工造林及び鳥獣害防止施設等整備	安芸市内に事業所を有する林業事業体、又は安芸市内に森林を有する森林所有者、又は安芸市内に森林を有する森林所有者から施業の委託を受けたもの。 ただし、高知県民間事業者の公募及び公表実施要領による意欲と能力のある林業経営者又は育成経営体に登録されていること。	(課税事業者の場合) 補助対象経費（人工造林及び鳥獣害防止施設等整備に要する経費、間接費、手数料（※1）及び森林保険料（※2）とする。）から高知県の補助金額及び事業に係る消費税を差し引いた額以内とする。 (非課税事業者の場合) 補助対象経費（人工造林及び鳥獣害防止施設等整備に要する経費（資材費に係る消費税を含む）、間接費、手数料（※1）及び森林保険料（※2）とする。）から高知県の補助金額及び事業に係る消費税を差し引いた額以内とする。	高知県造林事業又は高知県木材安定供給推進事業又は高知県森林資源循環利用促進事業（事業区分：再造林等支援事業）で補助金交付決定を受けたもの。
2 下刈り（隔年刈り）	安芸市内に事業所を有する林業事業体、又は安芸市内に森林を有する森林所有者、又は安芸市内に森林を有する森林所有者から施業の委託を受けたもの。 ただし、高知県民間事業者の公募及び公表実施要領による意欲と能力のある林業経営者	補助対象経費（下刈りに要する経費、間接費、手数料）から県の補助金額及び事業に係る消費税を差し引いた額以内とする。	高知県造林事業又は高知県木材安定供給推進事業又は高知県森林資源循環利用促進事業（事業区分：再造林等支援事業）で補助金交付決定を受けたもの。

又は育成経営体に登録 されていること。		
------------------------	--	--

※1 手数料：県の補助対象経費の10パーセント以内とする。

※2 森林保険料：5年契約の払込保険料を上限とする。

別表第2（第5条、第8条関係）

- (1) 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。